

農薬でないものとする食品等の取扱いについて

1 これまでの経緯

平成14年に農林水産省が特定農薬（特定防除資材）に関する情報収集を行った結果、約740種類の候補資材があることが判明した。これらの候補資材のうち「農薬の登録が必要であるもの」「薬剤でないもの（物理的防除等）」については既に候補資材から除外されており、また、「客観的な効果が無く、病虫害の防除等に用いる意味がないもの」については、更なる情報収集及び実証試験結果に基づき、整理しているところである。

また、同分科会では、その他の候補資材について「農薬」とする以上には、客観的な薬効を確認すべきであると多くの委員から意見があり、その時点において、農薬かどうかという判断ができないことから結論が保留された（以下、「保留資材」と言う。）

これまで、保留資材については、更なる情報収集、実証試験結果及び合同会合等における審議により、「農薬の登録が必要であるもの」「薬剤でないもの（物理的防除等）」として既に候補資材から除外されているものもあり、また、「客観的な効果が無く、病虫害の防除等に用いる意味がないもの」についても、随時整理を行っているところである。

2 検討事項

原材料が“食品”である「緑茶（抽出液）」「焼酎」「牛乳」「コーヒー（抽出液）」については、平成17年8月31日に開催した農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（第6回）において、薬効・安全性試験結果に基づいた審議を行った結果、「実用的な薬効がなく、農薬に該当しない資材」と判断された。

その審議の中で、委員より、「食品をそのまま用いるものについては、原則として特定農薬（特定防除資材）の候補資材からは除外してもよろしいのではないか。」との意見があったことから、事務局として、候補資材のうち原材料が食品である資材についてリストアップを行った。

これらの資材については、特定農薬（特定防除資材）の候補資材から除外することが適当かどうか御検討いただきたい。

(別紙)

食品のリスト

1	アオサ	15	ケール	29	大豆	43	パパイア
2	青ジソ(シソ)	16	コーラ	30	トウモロコシ果実	44	ブドウ果実
3	アオノリ	17	紅茶	31	トマト	45	布海苔
4	アケビ果実	18	コショウの実	32	ナシ果実	46	ハウレンソウ
5	アルファルファ	19	粉ミルク	33	なたね油	47	綿実油
6	アロエ	20	コンブ	34	納豆	48	ヤマイモ根茎
7	イネ	21	サラダ油(市販品)	35	日本酒	49	ヨーグルト
8	ウイスキー	22	シイタケ	36	ニラの葉	50	ヨモギ
9	オート麦	23	ショウガ(ショウガ)	37	ニンジン	51	リンゴ果実
10	オリーブ油	24	食塩	38	ネギ	52	レモン果実
11	カヤの実	25	スモモ果実	39	パイナップル	53	ワイン
12	キャベツ	26	スルメイカ	40	麦芽	54	ワサビ根茎
13	きゅうり	27	ソラマメ果実	41	ハクサイ	55	ワラビ
14	クルミ	28	ダイコン	42	バナナ果実		